

部会名	平成 29 年度第 1 回 権利擁護部会		
日 時	平成 29 年 10 月 18 日 (水) 10 : 00 ~ 12 : 00		
場 所	災害対策室		
参加者	19 人		
会議の公開 (傍聴)	公開	傍聴者数	2 人
<p>1 報告事項</p> <p>(1) 平成 29 年度権利擁護部会の進め方について (区民向け講演会について) 講演会の講師について推薦があった。</p> <p>(2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関する板橋区の取組 主な意見・質疑内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの相談や事例の吸い上げは行っているのか。 → (事務局) 上半期と下半期で全課に事例調査をしている。 ・講演会のチラシでは 150 人定員のところ、参加実績が 90 名だった。もっと関係機関に周知して来ていただきたい。 <p>(3) 障がい者虐待の受付・対応状況 主な意見・質疑内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の相談件数が少ないので、早期発見のため、地域連携のための啓発が必要。 ・虐待かもしれないと思っても、通報は敷居が高いと感じている人がいる。組織的に虐待をしていた場合は通報したら自分が危うい立場に置かれるという恐怖感がある。 → (部会員) 知的障がいの方など、自分で通報できない人もいるので、支援者は「虐待かもしれない」で構わないので通報してほしい。 ・障がい児の児童虐待の件数は上がってこないのか。 → (事務局) 障がいのある子どもの養護者からの虐待は子ども家庭支援センターが一括している。学校の体罰については、障がいの有無にかかわらず指導室で扱っている。 → (部会員) 虐待を受ける子供は、ほとんどが障がい児である。一線を画すという考え方は違うのではないか。 → (部会長) 障がいがある児童は障がいがない児童より 7 倍くらい虐待を受けやすいというデータがある。網にかかるような方策が立てられればよい。 <p>(4) 障がい福祉計画の策定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人がどんなに非現実的あるいは本人に不利益をもたらすと考えられるような決定をするにしても、まず本人の意思を確認して、それがだめだったら成年後見につないでいく、その姿勢が必要なのではないか。 ・計画の周知方法を、工夫する必要がある。 <p>2 意見交換</p> <p>各部会員より各事業・課題について意見交換があった。</p>			

1 平成 28 年度 板橋区障がい者虐待の受付・対応状況

(1) 相談・通報・届出者の内訳

相談・通報・届出者	H27 年度人数	H28 年度人数
障がい者本人	3	14
家族・親族	2	3
近隣住民・知人	0	3
福祉サービス関係者	2	2
医療関係者	2	2
行政・教育機関	2	3
その他・不明	7	0
合計	18	27

(2) 被虐待者の障がい別内訳

※重複障がいは、それぞれに計上・通報時本人より申告のあった種別

障がい	身体		知的		精神		不明	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28
人数	5	4	7	9	3	15	5	3

(3) 虐待者の内訳

※（ ）は、総件数から同一障がい者に係る通報等の重複分を除いた実件数

虐待者	H27 年度		H28 年度	
	総件数 (実件数)	虐待認定 件数	総件数 (実件数)	虐待認定 件数
養護者	6 (6)	1	13 (11)	0
障害者福祉 施設従事者等	7 (7)	1	9 (9)	1
使用者	2 (2)	0	3 (3)	0
その他	3 (3)	0	4 (4)	0
合計	18 (18)	2	29 (27)	1

2 平成 28 年度 障がい者差別に関する相談

	差別に関する相談	合理的配慮の不 提供に関する相談	合計
行政機関	1	3	4
民間事業者	7	4	11
合計	8	7	15